

(6) 保全活用手法

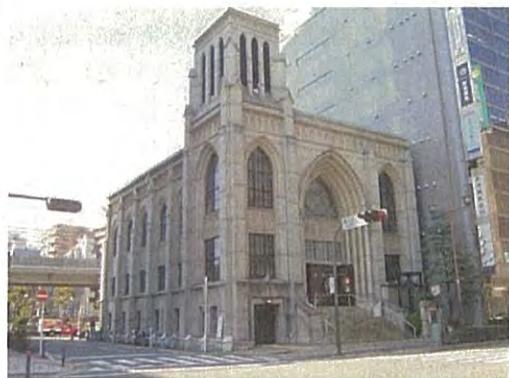
横浜市では、認定制度によって様々な手法で保全活用を図っていますが、外観保全の手法や活用主体による主な事例を分類すると以下のようなものがあげられます。

1) 外観保存型

外観を概ね保存しながら、保全活用している建造物。教会などでは内部も多くの部位が保全されている例もあります。

【横浜指路教会】

内部も含め全体を保全。



【横浜情報文化センター（一部）】

一部を保全しながら高層棟を整備。歴史的建造物躯体は再アルカリ化工事実施。



【ベーリックホール】（元町公園）

公園として取得し、内部も含め全体を保全。



【旧大岡家長屋門】（長屋門公園）

公園として取得し、外観を保全しながら、内部は活用のために一部改修。



2) 外観復元型

解体後に外観を復元し、歴史的景観を継承している建造物。復元にあたっては、外壁が石材の場合は再利用している例が多く、一方、モルタル系やタイルによる仕上げでは、新しい材料によるものがほとんどです。

【日本興亜馬車道ビル】

認定第1号。解体後、部材を再利用して外壁を復元。



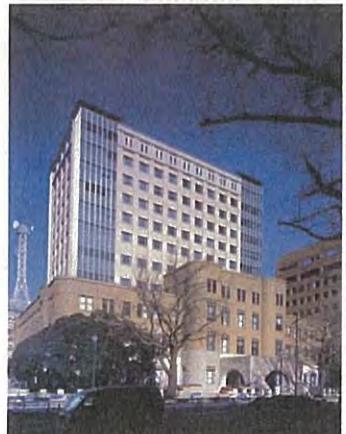
【横浜第2合同庁舎】(旧生糸検査所)

庁舎建替のため、解体後新しい材料で復元。



【横浜地方・簡易裁判所】

庁舎建替のため、解体後、一部部材を再利用して復元。



【ストロングビル】

解体後、ホテルの低層部にほぼ新しい材料で復元。



3) 移築復元型

木造の西洋館、古民家の場合に用いられますが、近代建築でも一部曳屋の例があります。

【旧横浜銀行本店別館

(旧第一銀行横浜支店)

一部曳屋により再開発ビルの一部として復元。



【エリスマン邸】

マンション計画により解体。元町公園内に移築復元。



【旧安西家住宅主屋】

公園として整備する旧大岡家長屋門の敷地内に移築復元。



4) 民間にによる活用

民間の所有者が改修等を行いながら保全活用をしているものとしては、近代建築ではオフィス、西洋館、古民家では住宅が多く、一部では資料館などとして再生、活用されている例もあります。

【馬車道大津ビル】

当初からオフィスとして改修を重ねながら活用。



【伊東医院】

当初から医院として改修を重ねながら活用。



【山手資料館】

住宅の一部を移築し、民間の資料館として活用。



【山手 89-8 番館】

西洋館を改修して賃貸住宅（貸家）として再生。

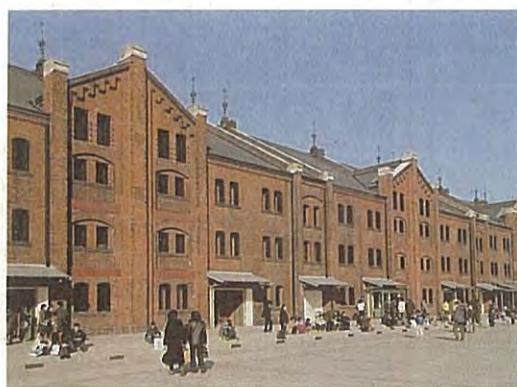


5) 公共施設としての活用

横浜市では、公共施設として多くの歴史的建造物を保全活用しており、歴史的建造物の重要性や公共施設としての必要性等に応じて、都市公園事業など様々な事業で取得して保全活用しているものもあります。

【赤レンガ倉庫】

港湾事業で取得し、文化・商業施設として再生・活用。



【旧富士銀行横浜支店】

都心部の活性化のために取得。市民協働オフィスやBankARTを経て、東京藝術大学のキャンパスとして活用。



【山手 234 番館】

市民協働のモデル事業で実験活用を行いながら保全活用。現在は公園施設として活用。



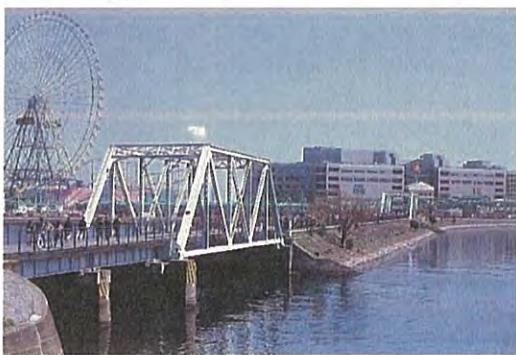
【旧清水製糸場本館】

公園事業で、計画段階から市民とワークショップを行なながら整備。市民団体による管理運営が行われている。



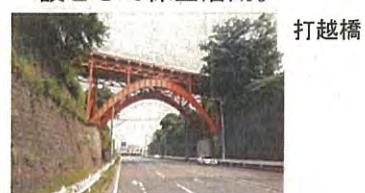
【汽車道（港1号、2号、3号橋梁）】

臨港鉄道の廃線敷を橋梁、護岸を保全しながらプロムナードとして再整備。



【震災復興橋梁】

耐震工事等を行いながら、現役の道路施設として保全活用。



打越橋



桜道橋

(7) まとめ

昭和 63 年の歴史を生かしたまちづくり要綱の制定以降、以上のように様々な取組を進めてきましたが、その特徴などを整理すると以下のようなことがいえます。

1) 柔軟な手法による保全活用と高い水準の所有者支援

まちづくりのなかで歴史的建造物を使い続けながら保全していくことを前提に、外観の保全を中心とした認定制度を先駆的に導入（昭和 63 年）することで、当時、文化財指定の対象になりにくかった昭和初期の建物など、横浜にとって貴重な歴史的建造物の保全活用に一定の役割を果たしましたといえます。

保全活用にあたっては、市街地環境設計制度や再開発などと連携するとともに、復元を含めた柔軟な手法を取り入れたことで所有者の理解が得られやすくなり、多くの歴史的建造物の保全活用につながりました。

さらには、歴史を生かしたまちづくり要綱には、認定建造物の場合、最高 6000 万円（外観保全・非木造の場合）の工事助成が可能となる助成制度があり、所有者にとって大きなメリットとなっていることも、認定制度による保全活用が進んだ大きな要因であり、文化財制度とも連携しながら取組を進めることで、他都市に比べても歴史的建造物の保全活用が進んだといえます。

2) 専門家との協働と市民理解の向上

歴史を生かしたまちづくりでは、建築史など、それぞれの分野で第一人者ともいえる学識経験者などを歴史的景観保全委員とし、専門分野に応じて意見を聴取することで、認定をはじめとする施策の推進に専門家の知見を反映させてきました。

一方、調査研究や広報普及の分野でも、専門家等によって構成される横浜歴史資産調査会と協働することで、研究成果や最新事例などを施策推進に活かすほか、セミナーなどの開催を通じて専門的知識や国内外の事例などをわかりやすく市民に紹介することや、さらにはヨコハマ夜景演出事業推進協議会による歴史的建造物のライトアップの実施などによって、市民理解の向上に結び付けています。

3) まちづくりや公共施設整備との連携による保全活用

市街地環境設計制度など様々なまちづくりの制度と連携することで、馬車道地区や日本大通り地区、山手地区などでは、個々の歴史的建造物だけでなく、街並みとしての歴史的景観の保全に取り組んでいます。

こうした取組によって、例えば、歴史的建造物が多く集積している日本大通り地区では、歴史的な街並みを活かしたオープンカフェを地域とともに進めることで、通りの賑わいを創出し地域の活性化に貢献しているほか、映画、ドラマ、CMなどの撮影に度々使用され、歴史的景観の保全が横浜のイメージの向上につながった実例となっています。

さらに、関内地区を中心とした都心部のエリアでは、取得した歴史的建造物を都市の活性化を目指した創造都市の拠点に活用してきており、これまでに、旧横浜銀行本店別館（YCC）や旧富士銀行横浜支店（東京藝術大学）の活用などを通じて、創造都市などの推進に一定の寄与があったといえます。

一方で、市がもともと所有していた歴史的建造物だけでなく、山手西洋館や古民家など、所有者による保全活用が困難となった場合などに、横浜市が公共施設として取得、活用することで、歴史的建造物の保全活用を図ってきました。

これによって、歴史を生かしたまちづくりに対する横浜市の積極的な姿勢を所有者や市民に示すとともに、市民への公開、さらには市民が管理運営に関わる機会を生み出すことにつなげて、市民が歴史的建造物に対する理解を深めるうえで大きな役割を果たしたといえます。

また、土木産業遺構の保全活用にも積極的に取り組むことで、西洋からの近代技術導入の窓口であった横浜の歴史を目に見える形で市民に継承することができたといえます。